

# 第1部

## 埼玉県合同輸血療法委員会報告

座長：賀古 真一 先生 自治医科大学附属さいたま医療センター 血液科

### 報告1 不規則抗体カードの展開 (輸血業務検討小委員会報告)

演者：大木 浩子 埼玉医科大学総合医療センター 輸血部

スライド1

1

## 不規則抗体カードの展開

埼玉県合同輸血療法委員会 検査技師分科会  
大木 浩子<sup>1)</sup> 岡本 直子<sup>2)</sup> 坂口 武司<sup>3)</sup>

1) 埼玉医科大学総合医療センター  
2) さいたま赤十字病院  
3) 防衛医科大学校病院

第8回埼玉輸血フォーラム 平成29年2月11日

スライド2

2

### はじめに

▶一昨年の「第6回輸血フォーラム」において、埼玉県合同輸血療法委員会が考案した「不規則抗体保有カード」の作成と、その普及を目標に活動を開始したと報告した。

▶今回は、以下について報告する。

- 埼玉県合同輸血療法委員会のホームページに「不規則抗体保有カード」発行情報を掲載
- 業務検討小委員会参加施設およびその他の埼玉県内施設での「不規則抗体保有カード」の発行状況
- 今後の展開

一昨年の「第6回輸血フォーラム」において、埼玉県合同輸血療法委員会が考案した「不規則抗体保有カード」の作成と、その普及を目標に活動を開始したことを報告しました。今回は、埼玉県合同輸血療法委員会のホームページに「不規則抗体保有カード」の発行の情報を記載したことや業務検討小委員会参加施設およびその他の埼玉県内施設での「不規則抗体保有カード」の発行状況について報告します。また、今後の展開についても

お話をさせていただきます。

スライド3



まず、これは、「埼玉県合同輸血療法委員会」のホームページです。

スライド4



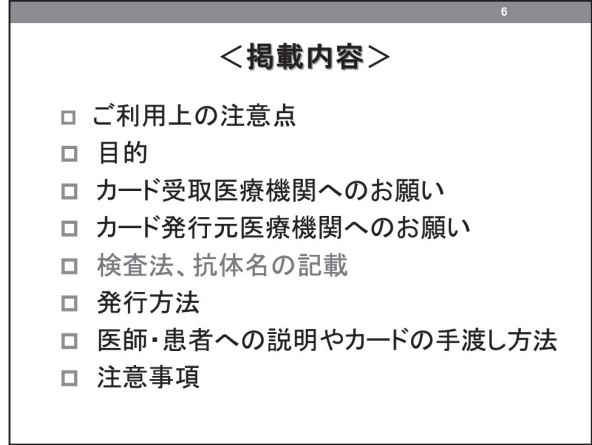
このホームページ内に、平成28年1月4日付けで、「赤血球不規則抗体保有カード」について掲載しました。赤く囲みました、「詳細につきましては、こちらからご覧頂けます。」をクリックしますと

スライド5



こちらのページが表示されます。埼玉県内でのカード発行施設数ですが、平成29年1月現在27施設となっています。

スライド6



掲載内容は、スライドに示した通りです。

スライド7

7

～ご利用上の注意点～

本カードを採用するご施設は当委員会事務局までお知らせください。  
後日、使用状況等についてアンケートをとらせて頂きます。

委員会事務局：埼玉県赤十字血液センター 学術課  
Tel：048-720-8006  
E-mail：st-godoyuketsu@ktkts.bbc.jrc.or.jp

**目的**

「輸血療法の実施に関する指針」では、「37℃で反応する臨床的意義（副作用を起こす可能性）のある不規則抗体が検出された場合には、患者にその旨を記載したカードを発行することが望ましい」とされています。

この度、埼玉県合同輸血療法委員会が中心となり、埼玉県内林野の赤十字血液センターが作成し運用する運びとなりました。多くの施設で活用してもらうことで、運搬性・血液性副作用の防止に役立てていくことを目的としています。

**カード受取医療機関へのお願い**

1. 赤十字不規則抗体保有カードに記載されている抗体は、発行した施設で検出された抗体で、保有既往抗体であることをご確認ください。
2. 不規則抗体検査は必ず自施設でも実施してください。
3. 輸血時は、その抗体に対応する抗凝集性血を選択し、必ず交差適合試験を実施してください。

ご利用上の注意点、目的、カード受取医療機関へのお願いが掲載されているものをスライドに表示しました。

スライド9

9

※臨床的に意義のある抗体：赤血球型検査（赤血球系検査）ガイドライン（平成26年12月改訂）に従います。

抗体の特異性	臨床的意義	輸血用血液製剤（赤血球製剤）の選択
Rh, Duffy, Kidd, Diego, S, s, Kell, M（間接抗グロブリン試験*陽性）、Lea（間接抗グロブリン試験*陽性）	あり	抗原陰性
Jra	あり	抗原陰性が望ましい
その他高頻度または低頻度抗原に対する抗体	特異性、症例により異なる	輸血認定医、輸血認定技師または専門機関に相談

\*反応増強剤無添加－間接抗グロブリン試験（37℃、60分）

続いて、臨床的意義のある抗体について表に示してあります。

こちらについては重要な内容ですのであとでまたスライドに示します。

スライド8

8

カード発行元医療機関へのお願い

【記載内容】・【発行方法】等をご一読のうえ、適切に発行いただくようお願いいたします。また、対象患者には、このカードは手術・処置等の輸血時に必要となる事があるので、受診先の医療機関に必ず提出するようお願いしてください。

サイズは一般カード（クレジットカード等 54mm×86mm）の大きさとします。  
記載内容は以下のとおりです。

【裏面】

- ①氏名・漢字とフリガナ
- ②抗体名
- ③検査日
- ④施設名
- ⑤No.（発行施設の通し番号 or ID）

【裏面】

- ①注意（お読み）事項【患者】・【医師】
- ②カード問い合わせ先
- ③埼玉県合同輸血療法委員会制作 初版）を明記

**赤血球不規則抗体保有カード**

フリガナ	サイトウ タロウ
氏名	増玉 太郎 様
不規則抗体名	抗E-抗G
検査日	2015/12/22
No. 1	0000病院 00科

**検査法・抗体名の記載**

1. 検査方法は原則記載しません。
2. 抗体名は、間接抗グロブリン法で検出された抗体（臨床的に意義のある抗体）を記載します。但し、妊娠歴や輸血歴のある患者で、群集のみで検出された場合も記載します。

カード発行元医療機関へのお願い、検査法、抗体名の記載がこちらです。

スライド10

10

**発行方法**

1. 自施設で不規則抗体検査を実施し、不規則抗体検出時にカードを発行します。
2. **カードはこちらからダウンロードできます。**

※手書きで作成する場合は、血液センターに印刷済みのカードがありますのでご請求ください。（埼玉県赤十字血液センター学術課 電話048-720-8006）

3. サイズ、フォント、文字サイズ等のフォーマット変更は行わないでください。  
※カード名のタイトル「赤血球不規則抗体保有カード」は変更不可としますが、背景色および文字色は自由に変更してください。
4. 作成したカードはラミネート加工するなど、汚損しにくい方法でお届けください。  
※ラミネートは60mm×90mmをご使用いただくことを推奨します。

**医師・患者への説明やカードの手渡し方法**

1. 当委員会で作成した説明文を参考に、医師・患者に説明してください。
2. カードの手渡し方は各施設での運用方法で行ってください。

**注意事項**

1. 赤血球不規則抗体保有カードは、検査を省略するためのものではありません。必ず、自施設で不規則抗体検査ならびに交差適合試験を実施してください。
2. 当委員会は、発行済みカードに記載された不規則抗体名について、一切の責任を負いませんのでご了承願います。

正確には、自施設から依頼した外注検査の結果でも構いません。

□ 資料

■ 赤血球不規則抗体保有カード製造資料(2917KB)

発行方法、医師・患者への説明やカードの手渡し方法、注意事項について、以上のことが掲載されています。赤く囲んだ部分をクリックしていただきますと、カード発行のアプリや、カードと一緒に渡す医師と患者への説明文をダウンロードすることができます。

また、自施設でカードを作成するのが困難であれば、合同輸血療法委員会の事務局にお問い合わせ頂ければ、カードのシートをお分けできますので、お気軽にお問い合わせください。

スライド 11

11

**□ 検査法・抗体名の記載**

1.検査方法は原則記載しません。  
 2.抗体名は、間接抗グロブリン法で検出された抗体(臨床的に意義のある抗体)を記載します。但し、妊娠歴や輸血歴のある患者で、酵素法のみで検出された場合も記載します。  
 ※臨床的に意義のある抗体:赤血球型検査(赤血球系検査)ガイドライン(平成26年12月改定)に従います。

抗体の特異性	臨床的意義	輸血用血液製剤(赤血球製剤)の選択
Rh、Duffy、Kidd、Diego、S、s、Kell、MおよびLe <sup>a</sup> (間接抗グロブリン試験*陽性)	あり	抗原陰性
Jr <sup>a</sup>	あり	抗原陰性が望ましい
その他高頻度または低頻度抗原に対する抗体	特異性、症例により異なる	輸血認定医、輸血認定技師または専門機関に相談

\* 反応増強剤無添加-間接抗グロブリン試験(37℃、60分)

先程示しました検査法・抗体名の記載についてです。まず、検査方法は原則記載しません。

抗体名は、間接抗グロブリン法で検出された抗体、臨床的に意義のある抗体を記載します。但し、妊娠歴や輸血歴のある患者で、酵素法のみで検出された場合も記載します。

臨床的に意義のある抗体ですが、これは日本輸血細胞治療学会から平成26年12月に改定された赤血球型検査のガイドラインに従ってまいります。具体的に臨床的意義のある抗体をこちらの表に示してあります。また、平成28年10月に赤血球型検査のガイドラインが改定されておりますので、詳細についてはそちらをご覧ください。

スライド 12

12

**当院使用の「不規則抗体保有カード」(オモテ面)**

**赤血球不規則抗体保有カード**

フリガナ	サイタマ タロウ
氏名	埼玉 太郎 様
不規則抗体名	抗E
検査日	2016/09/24
No. 1	埼玉医科大学総合医療センター

カードのサンプルを示しました。これは当院で使用しているものですが、背景色や文字の色は変更可ですので、自分の施設で好きな色にしていた

だければと思います。当院では背景色をピンク色にしています。A4用紙に印刷したものを名詞サイズにカットし、それをラミネート加工して作成しています。これがオモテ面で、氏名、不規則抗体名、検査日、通し番号、施設名が印字されています。

スライド 13

13

**当院使用の「不規則抗体保有カード」(ウラ面)**

**患者様へ**  
 不規則抗体を保有していても、日常生活に支障はありません。輸血・手術・妊娠等の際には問題となる場合がありますので、他の医療機関を受診する際には、このカードを医師にご提示ください。

**医師の方へ**  
 表記した抗体が認められましたので、輸血や妊娠の際には注意してください。このカードは、検査を省略するものではありません。必ず、自施設にて検査を実施してください。また、検査科にこのカードを提出してください。

**カードの問い合わせ先**  
 埼玉医科大学総合医療センター  
 TEL: 049-228-3500

【埼玉県合同輸血療法委員会作成 初版】

こちらが、裏面です。患者と医師への注意事項、カード問い合わせ先、下に「埼玉県合同輸血療法委員会作成 初版」であることを明記してあります。

スライド 14

14

**埼玉県内のカード発行状況**

○前回(平成26年12月時点)での調査時  
 埼玉県内施設50施設を調査(合同輸血療法委員会参加施設)

発行している	3 ( 1 )
発行予定	2 ( 2 )
発行していない	45 ( 17 )
合計	50 ( 20 )

○今回(平成28年12月現在)発行状況

	合同輸血療法委員会 参加施設(17施設)	その他施設 (14施設)
発行している	13	7
発行予定	4	
カード採用(未発行)		7

埼玉県内のカード発行状況についてですが、前回フォーラムで発表した、平成26年12月時点では50施設を調査しましたが、合同輸血療法委員会参加施設20施設を含めても発行施設は3施設しかありませんでした。今回、平成28年12

月現在では、合同輸血療法委員会参加施設では17施設中13施設が発行し、その他の施設でも7施設が発行しています。

スライド 15

15

＜合同輸血療法委員会参加施設＞

施設名	開始時期	発行件数 (平成28年12月末現在)
埼玉医科大学病院	平成27年1月	120
埼玉医科大学国際医療センター	平成27年9月	94
埼玉医科大学総合医療センター	平成27年4月	81
防衛医大	平成28年2月	34
自治医科大学付属さいたま医療センター	平成28年7月	23
国立病院機構埼玉病院	平成28年3月	24
戸田中央総合病院	平成28年4月	11
埼玉県立がんセンター	平成28年7月	8
上尾中央総合病院	平成28年8月	16
JCHO埼玉メディカルセンター	平成26年7月	5
越谷市立病院	平成28年8月	2
北里大学メディカルセンター	平成28年4月	1
埼玉協同病院	平成28年11月	1
合計件数		420

各施設のカード発行件数です。このスライドは合同輸血療法委員会に参加している17施設中の13施設での発行状況で、合計420件発行されています。

スライド 16

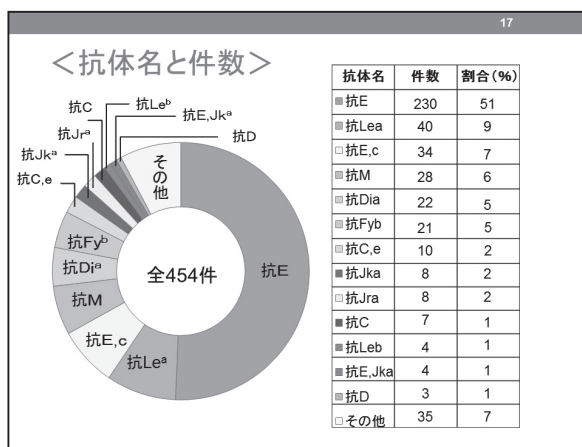
16

＜その他埼玉県内施設＞

施設名	開始時期	発行件数 (平成28年12月末現在)
朝霞中央総合病院	平成28年5月	11
埼玉石心会病院	平成28年8月	8
武蔵嵐山病院	平成28年1月	5
松田母子クリニック	平成27年9月	3
佐々木記念病院	平成28年2月	1
冨家病院	平成28年3月	1
未公表施設	平成28年6月	5
＜その他カード採用施設＞		
十全病院	平成28年2月	0
朝霞厚生病院	平成28年2月	0
鴻巣第一クリニック	平成28年2月	0
埼玉東部循環器病院	平成28年5月	0
大生病院	平成28年5月	0
未公表施設	平成28年2月	0
未公表施設	平成28年2月	0
合計件数		34

その他埼玉県内施設では、14施設でカードを採用していただいておりますが、実際に発行されたのはこの7施設で、合計34件でした。

スライド 17



全部で454件、カードが発行されていますが、その抗体の内訳を示しました。

抗Eが230件と約半数を占めており、次に抗Lea、抗E,c、抗M、抗Dia、抗Fybの順になっていました。

スライド 18

18

**発行施設の現在の主な問題点と課題**

- ▶ カードを患者に渡す時の説明について  
主治医に説明してもらっている場合、「不規則抗体」の危険性について十分に説明しているか？  
➡ 検査技師から説明する必要性あり
- ▶ 抗体検出の施設間差について
  - ・抗Mと抗Le<sup>a</sup>（増強剤無し／37℃60分）の判定に施設間差はないのか？  
➡ 検査実施者について、間接抗グロブリン試験の技能（習熟度）がきちんと評価されていれば施設間差はないと思われる
  - ・抗P1, 抗N, 抗Le<sup>b</sup>（増強剤無し／37℃60分判定）の抗体検出時、カード発行は必要か？  
➡ 抗P1, 抗N, 抗Le<sup>b</sup>は臨床的意義がなく、適合血選択の必要がないためカード発行の必要はない

現在発行している施設での問題点と課題についてです。まず、カードを患者に渡す時の説明についてです。主治医に説明してもらっている場合、「不規則抗体」の危険性について十分に説明しているかという問題があります。これについては、今後、検査技師が説明していく必要性、関与していく必要があるのではないかと考えます。次に、抗体検出の施設間差についてです。抗Mと抗Le<sup>a</sup>（増強剤無し／37℃60分）の判定に施設間差はないのかという問題です。これについては、検査実施者について、間接抗グロブリン



ン試験の技能がきちんと評価されていれば施設間差はないと思われます。抗P 1, 抗N, 抗L e b(反応増強剤無し/ 37℃ 60分) ですが、同じく判定で抗体が検出された場合、カード発行は必要かということですが、これらの抗体は臨床的意義がなく、適合血選択の必要がないためカード発行の必要はないと考えます。

スライド 19

**今後の検証について**

- ① 発行されたカードに記載された「抗体名」は、臨床的意義がある抗体か？
- ② 患者へ確実にカードが手渡され、患者がカードを携帯しているか？
- ③ 患者がカードを他施設に持ち込んだケースはないか？  
その際、カードが有効に活用されたか？

今後の検証についてです。発行されたカードに記載された「抗体名」は、臨床的意義がある抗体かということですが、先程、述べました抗P 1、抗N、抗L e bについては、臨床的意義がないので、カードの発行の必要がないと話しましたが、今回調査した中でも抗P 1が3件、抗Nが1件、抗L e bについては4件報告されました。今後、検証していく必要があると思います。次に患者へ確実にカードが手渡され、患者がカードを携帯しているかどうかをチェックするのは難しいと思うのですが、患者に確実にカードが手渡されているかどうかについての確認というのは今輸血に関しては同意書というものを使っているわけですが、そのような同意書的な書類に患者にサインをしてもらうなどの確認するシステムが必要かもしれません。次に、患者がカードを他施設に持ち込んだケースはないか、また、その際、カードが有効に活用されたかについてですが、現在私のところにそのような報告はないので、今後そのような報告もあるかと思えます。

今後は事務局の方に報告をしていただければと思います。

スライド 20

**今後の展開①**

- 埼玉県内の医療機関で、徐々に「不規則抗体保有カード」の発行が増えてきており、今後もその普及に努めていきたい。
- 今後、発行された「不規則抗体保有カード」が他の医療機関に持ち込まれる機会も増えると思われる。  
その際、各施設で適切に対応することが望まれる。

今後の展開についてです。まず不規則抗体保有カードについてですが、先ほども話をしましたように埼玉県内の医療機関で、徐々に「不規則抗体保有カード」の発行が増えてきています。今後もその普及に努めていきたいと考えています。また、今後、発行された「不規則抗体保有カード」が他の医療機関に持ち込まれる機会も増えると思われるので、その際、各施設で適切に対応することが望まれます。

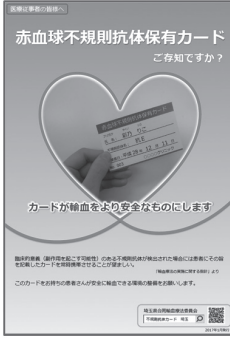
スライド 21

<不規則抗体保有カード普及に向けて>

埼玉県合同輸血療法委員会  
右のような「チラシ」を作成

↓

埼玉県合同輸血療法委員会  
事務局より県内医療機関に郵送



不規則抗体保有カード普及に向けて埼玉県合同輸血療法委員会で作成した右のような「チラシ」を作りました。今日入口のところで皆さまにもお配りしたのですが、また今後この「チラシ」を事務局の

方から県内医療機関に郵送しましてその「不規則抗体保有カード」を多くの施設に認知してもらい、カードの普及に努めていきたいと思っています。

スライド 22

今後の展開②

▶ 今後、更なる輸血の安全性を目指し、外来輸血患者に対して「輸血手帳」を発行することを検討していきたい。

また、今後の新たな取り組みとして、埼玉県合同輸血療法委員会 検査技師部会では、更なる輸血の安全性を目指し、外来輸血患者に対して「輸血手帳」を発行することを検討していきたいと考えております。この輸血手帳については既に東京都の血液センターで作成し、発行しているものがあります。

スライド 23

＜輸血手帳＞

それを元に、防衛医大では作成し、発行しているということで、本日は見本を示さしてもらいました。こちらに手帳の目的について記載があります。

スライド 24

こちらには、患者の血液型などの輸血に関する情報こちらは輸血に伴う特記事項などが掲載されています。このほかに輸血の記録についても掲載するページがあるそうです。この手帳を参考に、検査技師部会では、今行っている「赤血球不規則抗体保有カード」のように、埼玉県合同輸血療法委員会から独自の「輸血手帳」を作成して発行を提案できるよう検討していきたいと思っています。

スライド 25

「不規則抗体保有カード」発行にご協力頂いた施設名

<p>＜合同輸血療法委員会参加施設＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・さいたま赤十字病院</li> <li>・防衛医科大学校病院</li> <li>・埼玉医科大学病院</li> <li>・埼玉医科大学国際医療センター</li> <li>・埼玉医科大学総合医療センター</li> <li>・埼玉県立がんセンター</li> <li>・埼玉メディカルセンター</li> <li>・深谷赤十字病院</li> <li>・自治医科大学付属さいたま医療センター</li> <li>・さいたま市立病院</li> <li>・上尾中央総合病院</li> <li>・戸田中央総合病院</li> <li>・メディカルピア草加病院</li> <li>・北里大学メディカルセンター</li> <li>・越谷市立病院</li> <li>・埼玉協同病院</li> <li>・独立行政法人国立病院機構埼玉病院</li> </ul>	<p>＜その他埼玉県内施設＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・佐々木記念病院</li> <li>・十全病院</li> <li>・朝霞厚生病院</li> <li>・朝霞台中央総合病院</li> <li>・松田母子クリニック</li> <li>・鴻巣第一クリニック</li> <li>・武蔵嵐山病院</li> <li>・富家病院</li> <li>・埼玉東部循環器病院</li> <li>・大生病院</li> <li>・埼玉石心会病院</li> </ul> <p>※今回は施設名を公表していませんがこの他にもカード発行に協力して頂いている施設があります。</p>
--	---

今回の発表に際し、情報提供頂きありがとうございました。

最後に、今回の発表に際し、情報提供を頂き、また「不規則抗体保有カード」発行にご協力頂いている施設の方々、ありがとうございました。今後ともよろしくお願ひします。

ご清聴、ありがとうございました。

## 質疑応答

- 座長 大木先生、どうもありがとうございました。今のご報告に関しまして、フロアーの方々から、ご質問・コメント等ありましたら、是非いただければと思います。いかがでしょうか。
- 質問 貴重なご発表をありがとうございました。二つほどお聞きしたいと思います。  
今後は、そのカードがでてくると、Aの施設では1つ、例えばそのあと輸血をしていけば、違う治療とかであと別の医療機関を紹介されていけばまた違うものが増えたりと、弱かったものが消えたりするので、カードが施設間でいくつも患者さんが持つことが想定されるかなと思うのですが、その辺の時にはカードの発行がいいのか、先程の手帳のようなものいいのか、どちらがいいのかと考えたので、そのあたりのお考えと、あと、冷式とか臨床的に意義のない抗体なのですが、実際そういうカードを持っていなくて、次に私達の施設に来たときに、抗体スクリーニングをやれば当然でできますよね。それを同定していくまでの時間にこの臨床的意義のない抗体であっても持っているという情報も何かしらあっていただくと検査技師にとっては1つの補助になるのですが、その辺はどうでしょうか。よろしくをお願いします。
- 回答 不規則抗体カード、新たに抗体を作ったりということで再発行する場合には、前に発行したものについては回収できればした方がいいのではないかと思います。また、抗体が消失している場合でも、一度検出された抗体に対しての適合血というものは必要ですので、それについてはその対応をしていただければと思います。臨床的に意義のない抗体については輸血学会の方から出ているガイドラインの方に沿っていただければいいと思うのですが、実際、今回調査した中でも臨床的意義のない抗体で発行しているところもあるわけですが、ただそうすると、結局は適合血の必要がないのに、そういう抗体が検出されたために患者さんはカードを保有しているということになってしまうと思いますので、その辺のところは注意していただければと思うのですが。
- 質問 埼玉医大国際医療センターの石田と申します。非常に重要な不規則抗体保有カードのお話をありがとうございました。患者さんに説明するのに検査技師さんが説明していただくと非常にわかりやすいと思うのですが、実際には不規則抗体のことに馴染みがない先生方や看護師さんも多いのではないかと思いますし、実際に患者さんが説明を受けて家に持って帰られても、家で「これ何なんだ？」と家族に聞かれて、なかなか説明が難しい場面も少なくないのではないかと思います。場合によっては他院で発行されたカードを提出された施設で「いったいどうすればいいのだろう」というような問題が生じる可能性があるのかなということも考えてしまいます。実際に先生のご施設等で患者さんに説明する際の資料だとか、患者さんにお渡しする資料だとか、あるいは説明する際の注意点とか、あるいは患者さんから分らないときにはどのように問い合わせたほうがいいのか、何かそのような工夫等がありましたら、教えていただけますでしょうか。



- 回答 当施設では、説明は主治医のほうにお任せしている状態です。カードを渡す際に主治医に向けてと、患者さんに直接カードと説明文というのを渡してもらおうようにつけているんです。なので、それを参考に主治医に説明してもらおうということなんですけれども、いまのところ、主治医あるいは患者さんから問い合わせがあつてということはないので、うちとしては順調に進んでいるのではないかなと思っています。
- 座長 今色々ご質問がありましたけれど、この不規則抗体保有カードに関しては、一施設でやるものではなくて、埼玉全体としてやって、ご質問にもありましたけれど、他の施設にそれが持ち込まれた時はどうかというのはすごく大きな問題になってくると思うのです。特にカードを発行しているような慣れた施設とは違うところに行った時というのが今後の大きな課題になってくると思いますので、その時に全体としてどのような対応をするのかというのと、先ほどもご質問ありましたように、どうしても抗体が、少なくとも検出されるものに関しては状態が変わっていく可能性がありますので、そこの記載の仕方とか、もしかしたら、ある程度統一というのを今後計っていったほうがいいのかもしれないなという風には思いました。他にはコメント等はよろしいでしょうか。お願いします。
- 質問 すみません、1つだけ。今のはなしですが、先程不規則抗体カードのサンプルがでておりましたけれども、必ず検査を最後に行った機関の連絡先が書いてあるのですが、一番重要なことは、渡しっぱなしということではなくて、患者さんが次の医療機関、他の医療機関で出したときにそれを見て、検査技師や主治医が、重要なのは横のつながりなのではないかと思うのです。発行した医療機関に自由に相談とかその状況をきくといったことができる環境が必要なのではないかと思いますので、今後はそういったことを、幸いにもここにいらしている方はそういうところは大丈夫なのではないかと思っておりますけれども、すすめていただければいいのではないかと思います。よろしくお願いします。